

市民参加プロセス計画書：岡崎市マンション管理適正化推進計画

Q・そもそも、なぜこの計画又は事業が必要なのか？計画策定又は事業推進により解決したい課題は何か？

【計画策定の必要性】
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が令和2年に改正され、国の定める基本方針のもと、地方公共団体の関与を強化し、マンション管理の適正化の推進が求められることから、計画の策定が必要となります。

【解決したい課題】
マンション管理の実態を把握・分析し、基本的な指針等を示すことで、マンション管理の適正化の推進を図ります。

	実施時期（年月）	具体的な市民参加手法・実施場所・実施回数など	対象者（対象とした理由）	・提供する情報 ・聴取したい情報	目的（何についてどこまで合意形成したいか）
検討段階					
構想段階	令和3年9月～10月	実態調査【アンケート】（愛知県が実施）	愛知県の区域内（別途同様の調査を行った名古屋市及び豊田市を除く。）に所在するマンション	・管理組合の運営状況、修繕の状況等	マンション管理の実態を把握・分析するため。
計画段階	令和4年12月	パブリックコメント	全市民（パブリックコメントは誰からの意見も受け付けるため）	・推進計画（計画案） ・推進計画（計画案）に対する意見	推進計画（計画案）の内容に対する合意を得る。
実施・運用段階	令和5年3月	計画の公表（HPにて公表）	全市民	・推進計画	計画を周知し、適正化に関する内容を認識していただく。